

賃貸住宅管理業者登録制度の賃貸住宅管理業登録業者
シンボルマークの使用について

1. 賃貸住宅管理業者登録規程(平成23年9月30日国土交通省告示第998号。以下「規程」という。)第5条第1項により登録された者(以下「登録業者」という。)及び登録業者の従業員等以外は、原則として国土交通省が作成した賃貸住宅管理業登録業者シンボルマーク(以下「シンボルマーク」という。)を使用することはできない。

ただし、賃貸住宅管理業者登録制度の広報活動に有用な場合などであって、国土交通省土地・建設産業局不動産課(以下「不動産課」という。)が使用を認めた場合には使用できる。

上記に該当し、シンボルマークの使用の承認を希望する場合は、不動産課まで相談すること。
2. 登録業者及び登録業者の従業員等以外の者がこのシンボルマークを不正に使用したときには、次の必要な措置を講ずる場合がある。
 - ① 警告
 - ② 使用承認の取消し
 - ③ 社名の公表
 - ④ 訴訟
3. 使用者は、関係法規を遵守するとともに、シンボルマークの機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないように努めるものとする。